

10年保存
機密性 1
平成25年11月18日から 平成35年11月17日まで

基発1118第1号  
平成25年11月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の新規制基準適合性審査に関する業務への適用について

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における事故を受け、本年7月8日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の6に基づく実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）等により、発電用原子炉に係る各種の許可及び認可に係る新たな基準（以下「新規制基準」という。）が示されたところである。

現在、全国各地の原子力発電所において、新規制基準に基づき、①発電用原子炉の設置変更の許可に係る審査、②発電用原子炉施設の設置変更の工事計画の認可に係る審査及び③発電用原子炉の保安規定の変更の認可に係る審査（以下①、②及び③をまとめて「新規制基準適合性審査」という。）が、同時に行われている。

上記を踏まえ、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成10年労働省告示第154号）の新規制基準適合性審査に関する業務への適用については、下記のとおりとするので、了知されたい。

#### 記

現在までに原子力規制委員会に対し、申請のあった、新規制基準適合性審査に関する業務については、公益事業における業務であって、当該事業の安全な遂行等を確保する上で集中的な作業が必要とされる等の事由があること

から、当分の間、平成11年1月29日付け基発第44号「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準第5条に基づく労働省労働基準局長の指定について」記の1（2）で指定した「公益上の必要により集中的な作業が必要とされる業務」と同様の取扱いとする。

出典：厚生労働省提出資料より倉林明子事務所作成

2016年10月25日 参議院厚生労働委員会提出資料①-1 日本共産党 倉林明子